

平成24年7月13日閣議決定

福島復興再生基本方針について

福島県企画調整部



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

福島復興再生基本方針の構成

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

- 福島は、戦後、首都圏へのエネルギー供給等、経済の発展に大きな貢献。
特にエネルギーは、常磐炭田、只見川流域の水力発電、浜通りの原子力発電等、全国有数の電力供給地として、国策として進められた電力の安定供給に大きく寄与。
- 今般の原子力災害が、福島が国のエネルギー政策や産業政策に寄与する中で生じ、我が国の経済成長を支えてきた福島に重大な制約を与えるものとなったものであることを、国として真摯に、かつ厳に重く受け止める必要。
- 福島特措法においても、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任と、福島の復興再生の責務が明記された。
- 福島の復興・再生は、東日本大震災からの復興にとどまらず、活力ある日本の再生に不可欠。
前例のない原子力災害に国民が一丸となって、叡智と力を結集して乗り越えねばならない。
- 福島の復興再生は国政の最重要課題。
国は、深刻な事態の記憶と教訓を決して風化させることなく、福島の住民に寄り添い、誇りと自信を持てるふるさとを取り戻すまで威信をかけて知恵と力を結集して総力で実行する。

福島復興再生基本方針の果たす役割

1. 長期にわたる財源の確保

- 福島全域の復興再生を最後まで責任をもって迅速かつ着実に進めるため、長期にわたって十分な財源を確保。
- 特に、避難解除等区域等においては、復旧・復興に特に長時間を要する状況にあり、これを適切に対応することができるよう十分な配慮を行う。

2. 基金への財政措置

- 原子力被害応急対策基金その他、福島県が設置する基金について、必要な場合、適切に財政措置を講ずる。

3. 省庁間の縦割りの排除

- 復興庁のリーダーシップの下、政府一体となって総合的・計画的に施策を実施。一段高い立場から総合調整を行う。
- 福島復興再生のために必要な予算を一括して要求し、確保する。
その際、本方針に基づく施策の実施に必要な予算を十分に確保する。

4. 政府が講ずる施策・事業の一覧化

- 基本方針に基づいて政府が講ずる具体的な施策や事業について、一覧しやすい形でとりまとめ、県・市町村と情報共有。
(施策名、担当省庁、施策の内容、事業費等)

5. 新たな税・財政措置の検討

- 法の施行後3年以内に、課税の特例を含め、法の規定について検討。その結果に基づき必要な措置を講ずる。
- 電源立地地域対策交付金に代わる財政上の措置について、平成25年度予算において検討。
- 復興交付金をはじめ基本方針に示された各種措置では対応できない新たな措置の必要が生じた場合には、必要な財政上の措置について検討。

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標

意義 ～福島の再生なくして、日本の再生なし～

- 今般の深刻かつ特殊な原子力災害は、県・市町村の力を大きく超え、福島に重大な制約を与えるもの。国として真摯に、かつ厳に重く受け止める必要
⇒法においても、原子力政策を推進してきた国の社会的責任が改めて確認、明記

・福島の復興・再生は一地域の問題ではなく、活力ある日本の再生に不可欠な要素
・福島の復興・再生は国政の最重要課題。国は、今般の深刻な事態の記憶と教訓を風化させることなく、福島の住民に寄り添い、責務を真摯に総力で実行

目標 ～国は、県と市町村と一体となって『目指すべき福島の姿』と『新生ふくしまの創造』の実現を推進

※国は、福島県の掲げる福島県において原子力発電に依存しない福島の社会づくりを目指すとの理念を尊重し、原発事故の一日も早い非常事態宣言終結に全力で取り組む。

- ①安全・安心な生活環境の実現
- ②地域経済の再生
- ③地域社会の再生

基本姿勢 ～国は、法に定める基本理念に則るとともに、以下の基本姿勢で責任を持って臨む～

- ① 福島県全域と避難解除等区域等という二つの観点からの取組の推進
- ② 原子力災害を受けた福島の特殊な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な取組
- ③ 原子力に依存しない福島の社会を目指すとの理念の尊重・先導的な取組の推進
- ④ 福島の未来を担う人材の育成と国内外の知見の集積
- ⑤ 長期にわたる財源の確保と国、福島県、県内市町村等が一体となった取組
➡ 特に、避難解除等区域等は、原子力災害の影響が最も大きく、復旧・復興に長時間を要する状況にあり、これに適切に対応できるよう十分な配慮を行う

第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

第2 避難解除等区域等の復興及び再生

復興及び再生の課題

- 避難先における避難者の支援やコミュニティ及び治安の維持・確保を図るとともに、避難先に残る者にも適切に対応。
- ふるさとへの帰還に際して、帰還する住民の安全を確保と、地域の課題や住民の不安を一つ一つ取り除く。

基本的考え方

- 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を踏まえ、この地域で暮らしていた住民に責任を持って向き合い、この地域の市町村の復興・再生を、責任を持って進める。
- 帰還困難区域・居住制限区域を含むこの地域全体が、再び安全で安心して住むことができ、帰還を望む者が皆帰還し、若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応。

復興及び再生の進め方

- 復興再生計画の策定、住民意向調査実施、町外コミュニティの議論円滑化と尊重、課題の整理と法制上の措置
～自主性・創意工夫の活用、自然・文化的条件に配慮、避難者の受入地方公共団体の機能確保、住民の意向反映等

産業の復興及び再生

- 原子力発電所及び関連産業に従事していた多くの住民が働く場を失っており、既存産業の再開支援による産業基盤回復と新たな雇用の受け皿となる先導的産業の充実
- ア 農林水産業
(除染、モニタリング、生産基盤・検査体制、情報開示、地域「プラットフォーム」再構築等)
- イ 商工業
(除染、金融支援、新規立地・増設、県外流出防止、事業再開支援、新産業集積等)
- ウ 雇用
(基金を活用した雇用創出、職業指導・紹介、本地域の新たな仕事の職業訓練等)
- 避難解除区域における課税の特例(事業用設備等への投資、雇用促進)

道路・港湾・海岸その他の公共施設の整備

- 被災施設等の速やかな復旧、市町村の復興・再生のための必要な施設等の整備
- ～常磐道の早期復旧及び完成に向けた取組
- ～JR常磐線の早期全線回復を確実に進めるよう適切な指導・技術的支援
- ～東北中央自動車道の早期整備、国道6号の機能回復・強化
- ～浜通りと中通りを東西に連絡する幹線道路の整備再開
- ～小名浜港の整備促進、福島空港の防災機能・物流機能の在り方検討への協力等
- ～交通安全施設の復旧、復旧・復興のための公共工事の国による代行

生活環境整備・居住の安定確保

- 生活環境の整備に関する事項を計画において定め、県・市町村等と連携して着実に推進。
～放射線からの安全・安心の確保、上下水道等、廃棄物処理、医療・福祉、教育・保育、防犯・治安、民間サービス、防災対策等
- 住民の帰還を円滑化するため、公共施設や公益的施設の機能を回復させる事業(点検、清掃、職員確保、交通手段の運行等)を国の責任と費用負担で実施。
- 入居要件緩和等の公営住宅法の特例や、避難先での住宅購入に対する融資の特例等、居住制限者等の居住安定確保のための居住安定協議会等。

将来的な住民帰還を目指す区域の復興・再生の取組

- 福島の復興は、双葉郡を始めとする地域の復興がなければ終わるものではなく、国は、当該地域においても、避難解除等区域に準じて、真摯に総力を挙げ実行
- ～地方公共団体ごとに帰還時期の目標設定の協議
- ～応急仮設住宅の供与期間の延長、行政情報の提供や交流確保、避難先での就職支援、就学確保、避難者と避難先との地域コミュニティの形成
- ～健康管理、心のケア、医療・福祉サービスの確保、インフラ等の適切な管理、営農再開への取組、教育施設整備等
- ～移転して業務を行う地方公共団体や、避難者を多く受け入れ、本区域の復興・再生の拠点となっている地方公共団体のサービスの円滑な提供の確保

◎避難解除等区域復興再生計画(国作成)で復興及び再生の道すじを明示

第3部 福島全域の復興及び再生(1)

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現

※原子力事故の一日も早い非常事態宣言の終結に全力
 ※長期的目標として追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指す

(主な施策)

＜健康管理調査、検査体制等＞

⇒甲状腺がん検診等の健康管理調査、検査機器の整備、検査体制整備、ガイドライン策定、検査結果の公表

＜除染、子どもの環境改善等＞

⇒長期的な目標として年間追加被ばく1ミリシーベルト以下を目指す対策、迅速かつ確実な除染、森林除染の早期検討・方針、仮置場・中間貯蔵施設の誠実な協議、学校の環境改善の推進、学校給食検査等

＜研究開発、理解の増進等＞

⇒研究開発拠点整備、IAEA等国際機関誘致、リスクコミュニケーション推進、放射線教育等

＜教育、福祉その他＞

⇒教職員加配、スクールカウンセラー等派遣、医療機能の維持、子どもの遊び場確保、下水汚泥等廃棄物等の適正処理、生活環境の放射能物質濃度測定、飲料水の安全性確保等

福島で安心して子どもを
 生み育てることができる
 生活環境の実現

健康上の安全確保と不安解消

特定避難勧奨地点や
 自主避難者にも配慮

国民の信頼回復の取組み

第4・5 原子力災害からの産業の復興と再生

◎産業復興再生計画(県が作成一国が認定)で工程を明示

●震災前の福島は

国内有数の
 農林水産業
 商工業の拠点

首都圏への
 電力供給基地

風評被害
 原子力災害

風評被害の回復に万全を期す
 放射能物質の直接被害に対処

(主な施策)

●規制の特例

～福島ブランドの再生
 ～観光の再生
 ～再生可能エネルギー等

●復興特区法の特例

～課税の特例を含む
 復興推進計画を、
 全県で策定可能

●産業の復興・再生

～農林水産業の復興・再生
 ⇒除染、検査体制整備、生産基盤整備、モニタリング等
 ～中小企業の復興・再生
 ⇒経営相談、販路開拓、業務拡大支援等
 ～職業指導等
 ⇒求人確保、就職支援、職業訓練、基金の活用等
 ～観光の振興等
 ⇒ニューツーリズム、国際協議・会議、復興庁の調整等
 ～風評被害対策その他
 ⇒モニタリング継続、国内外PR、地場産業販路拡大等

地域経済の活性化
 雇用の安定・拡大

一体的かつ総合的な取組

企業の流出防止
 新規立地促進

第6・7 新たな産業の創出と国際競争力強化

◎重点推進計画(県が作成一国が認定)で工程を明示

●福島のポテンシャル

再生可能エネルギーの
 可採量大

医療機器部品・製品の
 有数の生産県

情報通信分野で
 産学官協同の取組

関連産業の集積の
 実績をいかに

(主な施策)

●中小企業基盤整備機構の管理する工場用地の無償譲渡

●企業立地促進のための基金事業の計画的・効率的な執行・運等、事業の着実な実施や運用の弾力化を含め、企業立地促進等のための施策について福島県と引き続き協議

●工業団地整備、ソーシャルビジネス創出、法令上の手続円滑化・迅速化等

※福島研究開発・産業創造拠点構想(案)

～バイオマスなど再生可能資源の技術開発、浮体式洋上風力発電の研究・試験の強化・機能集積による関連産業の創出、スマートコミュニティ・先端的太陽光発電事業等の実証等
 ～放射線医学・最先端診断や医薬品等の開発拠点整備、医療機器・ロボット等の開発実証、安全対策等を通じて医療関係産業の集積・振興を図り、拠点形成を目指す
 ～除染技術の開発や技術的な助言、放射線物質の動態・影響等の解明、廃炉の研究開発等

未来志向の抜本的な
 復興及び再生の実現

福島を我が国を
 リードするフロンティアに

福島の新たな魅力や
 強みを生み出す

国際競争力の強化に寄与

第3部 福島全域の復興及び再生(2)

第8 関連する施策との連携

- 復興特区法に基づく施策との連携
- 法テラスによる原発被災者支援

- 本法に基づく施策と子ども・被災者生活支援法に基づく施策とあいまって、最大限に効果が発揮されるよう、適切な配慮

第9 その他福島復興及び再生に関し必要な事項

※ 被災者への迅速、公平かつ適正な賠償を促進。救済の実情を踏まえ、必要な施策の追加・見直し等

【施策推進のために必要な措置】

- ①避難者の生活安定のための措置
- ②将来健康被害が生じた場合の措置
万が一、被ばくに起因する健康被害が認められた場合、本人の実質的な負担なく所要の医療を受けることができることとする。
(必要な法制上・財政上の措置を検討)
- ③再生可能エネルギー開発等への財政措置、
電源立地地域対策交付金を辞退した趣旨を踏まえた財政上の措置の検討
- ④復興交付金等の活用、新たな措置の検討
- ⑤各種基金等に係る財置
- ⑥復興大臣の適切かつ迅速な勧告

【その他の措置】

- ・政府における推進体制、施策のフォローアップ
- ・国と福島県及び市町村の一体感を持った連携
- ・福島復興再生協議会の設置と協議結果の尊重
- ・**知事による基本方針の変更提案、方針の策定・変更の際に具体的に盛り込むに至らなかったものも結論が出たものから補足となる方針としてとりまとめ**
- ・**課税の特例を含めた法見直し**
(必要な場合は、法施行後3年を待たずに迅速に見直し)

《福島県が設置する主な基金》

県民健康管理基金

(対象)
県民の健康を守るために実施する県民健康管理調査事業

原子力災害等復興基金

(対象)
①被災者生活支援②放射線医学研究機関③企業立地④その他復興事業⑤市町村復興事業

東日本大震災復興交付金基金

(対象)
集団移転などの復興交付金事業の実施に要する資金の積み立て